

訪問介護重要事項説明書

1 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話：055-984-1123

2 事業所の概要

(1) 事業所とサービス提供地域

事業所名	いづの里ヘルパーステーション
事業所番号	2270601061
所在地	静岡県三島市松本39-3
サービス提供地域	三島市・清水町・函南町・沼津市・長泉町・伊豆の国市

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください

(2) 事業所の職員体制（令和1年10月1日現在）

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士	1名		管理業務	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	2名	0名	業務管理調整	2名
従事者	介護福祉士	8名	6名	訪問介護	14名
	実務者研修	0名	2名	訪問介護	2名
	介護職初任者 研修課程修了者	0名	5名	訪問介護	5名

(3) 営業日及び営業時間

営業曜日 月曜日から土曜日（ただし、12/31～1/3は除く）

営業時間 月曜日から金曜日 8時～17時、土曜日 8時～17時

サービス提供曜日 月曜日から土曜日

サービス提供時間 24時間（要相談）

3 サービス内容と料金

サービス開始前に利用者の方やご家族、ケアマネジャー等とよく話し合い内容を決定します。「ケアの三原則（自己決定・能力の活用・生活の継続性）」を守り、利用者の自立した生活の実現にむけ援助するとともに、早期に信頼関係を作れるように努力いたします。なお、生活援助は同居家族がいない場合、同居家族に障害があるなどの理由がないとサービス提供は出来ません。

(1) 介護保険のサービスの内容

身体介護：食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、着替介助、体位交換、通院介助、

生活援助：食事の支度、洗濯、掃除、買物、薬の受取等、その他

※介護保険で利用できない事項

次のような場合は、介護保険のサービスとして利用することはできません。

- ・ご家族のために行う行為や、ご家族が行うことが適当と判断できる行為

- ・訪問介護員（以下、「ヘルパー」という）が行わなくても日常生活に支障がない行為

- ・日常的に行なわれる家事の範囲を越える行為

（例：正月や節句等の特別な手間のかかる調理、車両の清掃、ペットの世話、家屋の修理、大掃除、ガラス拭き、床のワックス掛け、草むしり、花木の水やり、家具の移動や模様替えなど）

(2) 介護保険のサービス料金(平成31年10月1日現在)

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として介護給付費の1割または2割です。

下記の単位数に地域区分ごとに定められた1単位の単価を乗じた金額の1割または2割、3割ご負担金額です。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(3) キャンセル料について

令和元年11月1日より、

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。
ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

前日17時までにご連絡頂いた場合	無料
ご利用時間の3時間前までに連絡頂いた場合	該当利用料の50%
ご利用時間の3時間前までに連絡頂かなかった場合	該当利用料の80%

<訪問介護の場合>

介護保険の介護給付費の単位は、下記のとおりです。 *当事業所の料金には、事業所加算I（20%）の単位が含まれております。

身体介護	20分以上	30分以上	1時間以上	
	30分未満	1時間未満	1時間30分未満	
生活援助	293単位	464単位	680単位	
	20分以上 45分未満	45分以上		
	215単位	264単位		

(加算)

※<地域加算>三島市は地域区分が「7級地」に該当しますので、単位数に10.21円を乗じた金額の1割2割・3割が、ご利用者様のご負担金額となります。

※<介護職員処遇改善加算>所定単位数に訪問介護加算率13.7%を乗じた単位数で算定した金額の1割2割・3割が、ご利用者様のご負担金額となります。

※<介護職員等ベースアップ等支援加算>

1か月あたりのサービス利用単位数（基本報酬・加減算）に別途2.4%の加算が加わります。

(3) 料金に関する補足事項（※1～※8は介護保険によるものです）

※1 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。

※2 やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

※3 初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合は、初回加算200単位を頂きます。

※4 利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他のヘルパーが居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合は、緊急時訪問介護加算100単位を頂きます。

※5 訪問リハビリテーションをご利用の方のみ 訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が、同時に利用者宅を訪問し両者の共同による「訪問介護計画（介護予防訪問介護計画）」を作成し、それに基づく介護を行った場合、生活機能向上連携加算100単位／月を頂きます。

※6 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の集合住宅（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅など）に居住する利用者に訪問介護を行う場合は、利用料は10%減額になります。

また上記以外の範囲に所在する集合住宅に居住する利用者に訪問介護を行う場合は、当該集合住宅に居住する利用者が1月あたり20人以上の場合、その利用者の利用料は10%減額になります。

※7 介護保険の訪問介護の場合は前記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間でなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

※8 介護予防訪問介護の予防給付の場合、月単位定額制のため、決められた支援時間を超えた場合の料金や、2人訪問は想定されておりません。

※9 利用者のお住まいでのサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。

※10 料金のお支払いは、毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、27日までにお支払い下さい。お支払い方法は、利用者の口座より自動引落もしくは、現金でのお支払いとなっております。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、ケアマネージャーにご相談下さい。ケアマネージャーから、サービス提供の依頼を受けた後、職員がお伺いいたします。契約を結び、訪問介護計画等を作成して、サービスの提供を開始します。

※ 当事業所のサービスを利用するにあたり、利用者の方で契約している介護予防支援事業所または居宅介護支援事業所がある場合は、事前に同所の担当者とご相談ください。

(2) サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・利用者が介護保険施設に入所した場合。
 - ・利用者の要介護（要支援）状態区分が、非該当（自立）となった場合。
 - ・利用者がお亡くなりになった場合。
- ④ その他
 - ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、またはやむを得ない事情により、当事業所を閉鎖した場合、利用者はその旨を申し出る事によりサービスを終了することができます。
 - ・利用者が、サービス料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず1ヶ月以内に支払わない場合、または利用者やご家族等が当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

5 当事業所の訪問介護のサービスの特徴

社会福祉法人ウェルネスケアは医療・看護・介護が一体となり、連携のとれた在宅チーム・ケアを提供いたします。利用者・家族の意思を尊重し、最も良い環境で、自分らしい生活を主体的に送れるよう、総合的な医療福祉サービスを整え、タイムリーかつ綿密に相互連携をとり、愛し愛されるチーム・ケアを目指します。

6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。（裏面の図を参照）

7 サービス内容に関する苦情

訪問介護等に関する相談、要望、苦情等は下記のサービス相談窓口担当までお申し込みください。

いづの里ヘルパーステーション

担当 宮澤 素子

電話 055-984-1123 FAX 055-984-1166

受付時間 9時～17時（月曜日～金曜日）9時～13時（土曜日）

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

機関名	電話番号
静岡県国民健康保険団体連合会 苦情受付	054-253-5590
三島市役所 介護保険課	055-983-2607
清水町役場 福祉介護課	055-981-8213
函南町役場 福祉係	055-979-8126
沼津市役所 長寿福祉課	055-934-4873
長泉町役場 長寿介護課	055-989-5511
伊豆の国市役所 長寿介護課	0558-76-8009

8 事業者の概要

事業者 社会福祉法人ウェルネスケア
 代表者 理事長 加藤信秀
 所在地 〒411-0822 静岡県三島市松本308番地-1
 電話番号 055-984-1123
 事業所 いづの里ヘルパーステーション

令和 年 月 日

訪問介護等の提供開始に当たり、契約書および本書面に基づいて重要事項の説明を行ないました。

事業所所在地 〒411-0822 静岡県三島市松本39番地-1
 名 称 いづの里ヘルパーステーション
 説明者 氏名

上記説明を受けて、同意しました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

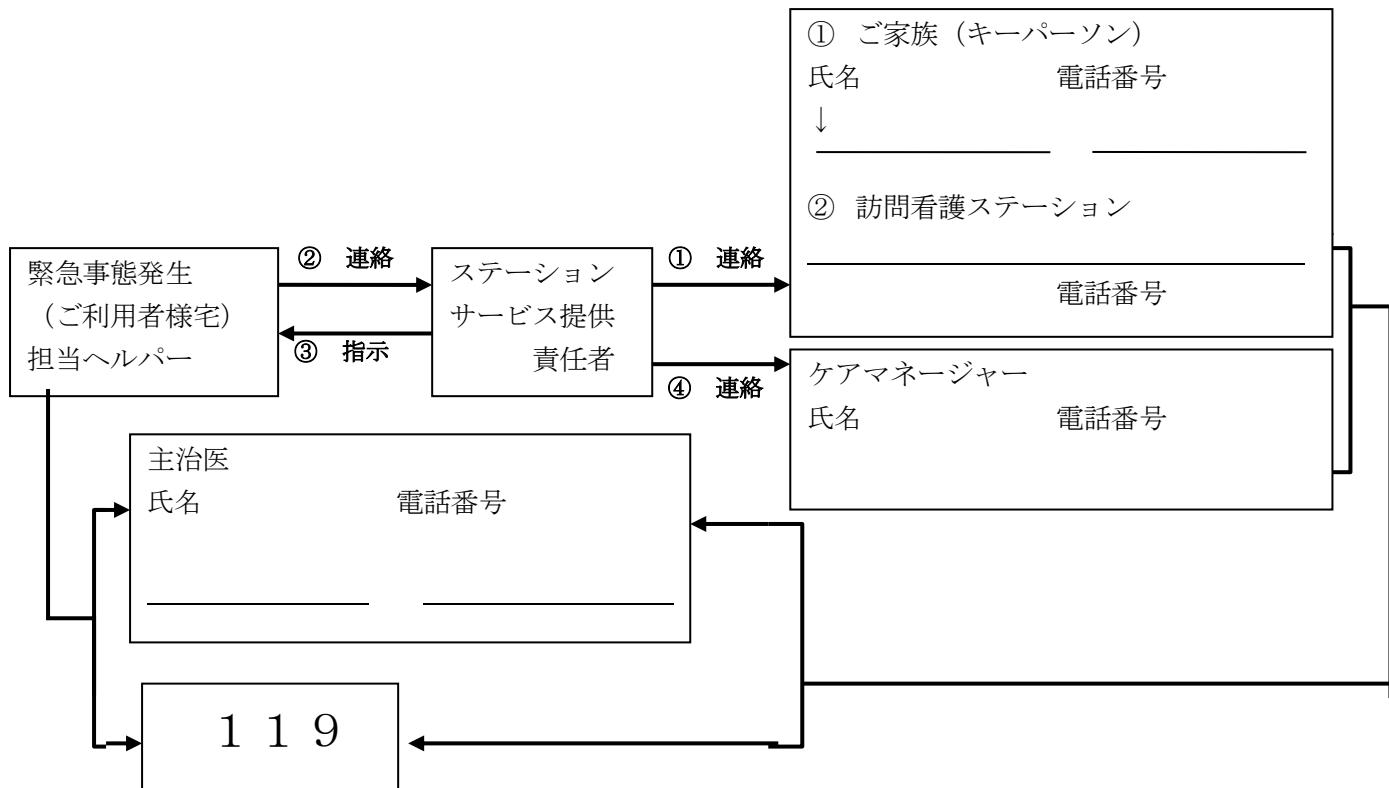
代理人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____

〈緊急時の対応方法〉

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより（以下の図を参照）、主治医、救急隊、ご家族、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。



《利用料の支払いについて》

利用料のお支払は、「三島信用金庫」の口座引落になります。

「三島信用金庫」の口座をお持ちでない方は、口座を作成していただくか、または、お振込みしていただくようになります。

(振込先)

三島信用金庫 三島南支店

(普通) 1154553

社会福祉法人ウェルネスケア 理事長 加藤 信秀

*振込手数料はご負担願います。